

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例（第4条第3項第1号を除く。）において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 20歳未満で規則で定める学校に在学している者

2 この条例において「ひとり親」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父又は母で、その児童を監護するものをいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親（以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。）以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童で、父又は母のいずれにも監護されないもの

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

（助成の対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、前条第5項第1号若しくは第7号に掲げる法律の規定による被保険者、同項第2号若しくは第3号に掲げる法律の規定による被保険者若しくはその被扶養者、同項第4号若しくは第5号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は同項第6号に掲げる法律の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくはその被扶養者であるものとする。

(1) ひとり親及びその児童

(2) 養育者及び養育者が監護する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 小規模住居型児童養育事業を行う者等に委託されている者

(4) 小田原市重度障害者医療費助成条例（平成29年小田原市条例第10号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

（医療費の助成）

第4条 市長は、対象者が保険医療機関等において医療保険各法により医療に関する給付を受けた場合に要する医療費の額のうち、当該医療保険各法の規定により対象者が負担すべき額から入院時の食事療養に係る負担額その他の規則で定める額を控除した額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

2 前項の規定による助成は、次条の規定による申請を行った日以後に受けた医療に係る自己負担額について行う。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例による医療費の助成は行わない。

(1) ひとり親又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童をいう。）で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、その者の扶養

親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

4 前項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、規則で定める。

5 第1項の規定にかかわらず、対象者が自己負担額について他の法令等の規定により給付を受けることができるときは、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

(医療証の交付)

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより市長に申請し、当該助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第6条 この条例による医療費の助成は、ひとり親等（前条の規定により医療証の交付を受けた者に限る。次条において同じ。）が保険医療機関等に当該医療証を提示してその家庭に属する対象者が医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を市長が当該保険医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親等が保険医療機関等に自己負担額を支払った場合において、市長が必要があると認めるときは、自己負担額に相当する額を市長が当該ひとり親等に支払うことによりこの条例による医療費の助成を行うことができる。

(届出等)

第7条 ひとり親等は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 医療証の交付に係る申請事項に変更が生じたとき。

2 ひとり親等は、その家庭に属する全ての対象者が前項第1号に該当して届出を行うときは、医療証を市長に返還しなければならない。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、毎年、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(損害賠償請求権の取得等)

第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、この条例による医療費の助成を行ったときは、当該助成を行った額の限度において、当該助成を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けた者があると

きは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に交付されている本市のひとり親家庭等（ひとり親等がその児童を監護する家庭をいう。）に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第5条の規定により交付された医療証とみなす。

3 当分の間、第4条第2項及び第7条第1項第2号の規定の適用については、第4条第2項中「申請」とあるのは「申請その他の本市のひとり親家庭等（ひとり親等がその児童を監護する家庭をいう。第7条第1項第2号において同じ。）に係る医療費の助成に関する申請」と、同号中「医療証」とあるのは「医療証その他の本市のひとり親家庭等に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面」とする。

(小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年小田原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則 (平成29年12月19日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第3項の規定は、平成30年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成29年分以前の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。